

# 香川県立中央病院医療用具治験取扱規程

(治験の対象)

第1条 医療用具の治験は、当分の間、いわゆる診療材料のみとする。

(治験審査委員会)

第2条 医療用具の治験審査委員会には、香川県立中央病院治験審査委員会規程（以下「委員会規程」という。）に定める委員の他に次に掲げる者を委員として院長が任命するものとする。

- (1) 診療材料委員会委員長
- (2) 医療器械委員会委員長
- (3) 臨床工学技士

(準用)

第3条 医療用具の治験の実施に必要な手続きと運営については、香川県立中央病院医薬品治験取扱規程を準用して行うものとする。

2. 治験の実施の適否等についての調査審議は、委員会規程を準用して行うものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、医療用具の治験の実施に必要な事項は、院長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。
- 2 香川県立中央病院医薬品等受託研究取扱要綱及び同要綱施行細則は、この規程の施行日以後廃止する。